

2017 年度 第 13 期ナショナル・トラスト活動助成

募 集 要 項

公益財団法人 自然保護助成基金
公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会

助成の趣旨

自然環境保全法や自然公園法、種の保存法等、自然を守るための様々な法制度が整備され、日本の豊かな自然が守られています。一方で、これらの法制度によって守られていない多くの地域では、希少な野生生物や優れた自然環境が盗掘、密漁、開発等によって次々と姿を消してしまっています。これ以上、日本の豊かな自然を失わせないためには、希少な野生生物のすみかとなっている土地など、自然保護の観点からみて重要な土地を購入や借り上げ等によって確保し、将来にわたって確実に守っていくことがたいへん重要です。

そこで、公益財団法人自然保護助成基金と公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会が協力し、自然を守ることを目的とした土地の取得を支援し、ナショナル・トラスト活動を推進するための助成を創設するに至りました。

助成の流れ

本助成には、トラスト活動の準備段階の調査費用を助成する「A. 土地所有状況調査助成」と、実際に土地を取得しトラスト活動を実践する費用を助成する「B. 活動実践助成」の2種類の助成があります。

「A. 土地所有状況調査助成」の申請は随時受け付けています。「B. 活動実践助成」についての流れは次のようになります。

●B. 活動実践助成の流れ●

申請書の提出

2017 年 8 月 25 日（金）
締め切り

審査（書類・現地）

2017 年 9 月～10 月

決定・通知

2017 年 11 月

手続き後、助成金交付

助成内容

A. 土地所有状況調査助成

土地を購入しトラスト活動を推進する準備段階において、トラスト候補地の土地所有状況調査にかかる費用を助成します。

■対象となる活動

- ・ トラスト候補地の土地所有状況を把握するために必要な、不動産登記事項証明書や公図、固定資産課税証明書、森林簿、ブルーマップ等の取得にかかる費用（手数料等）
- ・ トラスト候補地が所在する自治体の税務課や固定資産税の担当部署等での情報収集にかかる費用（交通費、資料コピー代等）

■応募資格

- ・ 自然環境の保全等を目的として、1年以内に、地権者との交渉の開始やトラスト地の取得を目指しているトラスト団体を対象とします。（申請の時点では、団体の法人格の有無は問いません。）
 - ・ トラスト団体をこれから立ち上げようとしている個人も申請できます。
- ※ 本助成金を活用して調査を実施した後、最終的にトラスト地の取得につながらなかったとしても、助成金を返納していただく必要はありません。ただし、トラスト地を取得しなかった理由等を明記した報告書は提出していただきます。
- ※ 申請にあたっては、より円滑な手続きを進めるため、申請書を提出する前に日本ナショナル・トラスト協会と連絡をとり、対象となる活動かどうかや応募資格について確認してください。

■助成対象者の義務

- ・ 調査報告※、会計報告※、助成金を活用して取得した不動産登記事項証明書や公図等のコピーを提出すること。
- ・ トラスト地の取得に至らなかった場合は、その理由等について報告書※を提出すること。
- ・ 契約関係書類や領収書等は助成開始日より5年間保管すること。
- ・ 助成金の入金前に誓約書※を提出すること。
- ・ 誓約書の内容を遵守すること。

※助成金交付が決定した後、規定の様式をお渡します。

■助成金額

1件につき30万円を限度とします。

■助成件数

5件程度

B. 活動実践助成

トラスト団体を立ち上げて、実際に土地を取得しトラスト活動を実践する費用を助成します。

■対象となる活動

助成金の対象となる費用は、以下に定める範囲内とします。

(3) (4) の助成を受ける場合は、(1) または (2) の助成を受けていることを条件とします。

(1) 自然保護のために土地を購入するための費用

例) 土地の購入代金、登記手続き費用

(2) 自然保護のために土地を借りるための費用

例) 土地の賃貸料

(3) トラスト団体の立ち上げにかかる費用

例) 団体のホームページ新設、団体紹介パンフレットの印刷費

(4) 実践助成を活用して取得したトラスト地に係る維持管理費用

例) ボランティアの交通費、維持管理に必要な機材・物品の購入費、
トラスト地であることを示す看板・柵・歩道等の設置にかかる費用、
寄付金の募集や活動をPRするためのパンフレット等の印刷費用

■対象となる土地

以下の条件にすべて当てはまる土地とします。

- ・ 絶滅危惧種など希少な野生の動植物保護や生物多様性の保全が必要な土地
- ・ 自然を守る各種法制度によって保護されていない土地
- ・ 購入または借り入れについて地権者の理解が得られている土地
- ・ 第三者の権利（抵当権など）が設定されていない土地

■応募資格

以下の条件を満たしている団体を対象とします。

- ・ 法人格を有していること。（NPO法人、一般財団法人、公益財団法人など）
- ・ 非営利の活動団体で、地域の自然環境の保全を目的としていること。
- ・ 特定の政党や宗教への偏りをもたない団体であること。
- ・ 助成対象事業を行うための組織体制が整っていること。

■助成期間

助成期間は最長5年間です。2年目以降も継続して助成を希望する場合は、単年度ごとに申請の手続きを行うことになります。

■助成対象者の義務

- ・ 助成期間中、土地の取得又は賃貸借契約の報告、活動報告※、会計報告※を年度ごとに提出すること。

- ・ 契約関係書類や領収書等は助成開始日より 5 年間保管すること。
- ・ 助成金の入金前に誓約書※を提出すること。
- ・ 誓約書の内容を遵守すること。

※助成金の交付が決定した後、規定の様式をお渡しします。

■助成金額

1 件につき 800 万円を限度とします。その内訳は、申請団体の状況に合わせて変更可能です。なお、限度額や限度内での配分は、審査委員会の判断で変更することがあります。以下に例を示します。

＜例1＞ 1年目に土地を取得し、その後4年間、土地の維持管理費用を申請するケース

助成期間 (最長 5 年) 経費の内訳	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	計
(1) 土地購入費用	500 万円	-	-	-	-	500 万円
(3) トラスト団体の立ち上げにかかる費用	100 万円	-	-	-	-	100 万円
(4) トラスト地に係る維持管理費用	-	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	200 万円
助成金額	600 万円	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	800 万円

＜例2＞ 借地料を5年間申請し、2年目以降、土地の維持管理費用を申請するケース

助成期間 (最長 5 年) 経費の内訳	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	計
(2) 土地を借りるための費用	100 万円	500 万円				
(3) トラスト団体の立ち上げにかかる費用	100 万円	-	-	-	-	100 万円
(4) トラスト地に係る維持管理費用	-	50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	200 万円
助成金額	200 万円	150 万円	150 万円	150 万円	150 万円	800 万円

■助成件数 1 件程度

選考・交付

■選考方法

選考は、自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会とが、以下に示す選考基準に基づき、書類審査（1次審査）と現地審査（2次審査）を行います。さらに、外部有識者による審査委員会で厳正に審査を行います。

審査の結果は、直接文書で通知します。なお、審査途中での採否の問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。

■選考基準

(1)～(3)の事項について審査を行い、土地の重要性、土地を取得する緊急性、土地の取得により期待される効果の観点から優先順位の高いものを選定します。また、(4)の事項についても考慮します。

(1) 法制度による地域指定に係る事項

法制度によって保護されていない土地であること

●参考●

次に挙げる地域は「法制度によって保護されている土地」とみなし、選定に際しての優先順位は低くなります。

- ・ 自然環境保全法で定める原生自然環境保全地域
- ・ 自然公園法で定める国立公園特別保護地区、国定公園特別地域、都道府県立自然公園特別地域
- ・ 種の保存法で定める生息地等保護区
- ・ 都市計画法で定める緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区
- ・ 文化財保護法で定める天然記念物保護区域

(2) 生物多様性の保全に係る事項

生態系ピラミッドの頂点に立つ生き物のすみかとなっていること。

絶滅の危機に瀕している種（レッドデータブック掲載種）や希少種、地域固有の種・個体群・自然生態系などが認められること。

放置すると盗掘や密漁、売却・開発され、野生生物の生育・生息環境の荒廃等が懸念されること。

(3) トラスト地の維持管理に係る事項

土地の購入あるいは借り入れについて地権者の理解が得られること。

トラスト地の維持管理を確実に行えること。

(4) 景観の保全に係る事項

優れた景観あるいは特異な地形を有する土地であること。

放置すると売却・開発され、優れた景観あるいは特異な地形の破壊などが懸念されること。

■交付

自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会が誓約書の内容を確認し次第、自然保護助成基金より送金します。

申請手続き

■申請書類の請求方法

- 「募集要項」、「申請書」と「提出書類確認表」の様式、「提出書類の記入要領」は日本ナショナル・トラスト協会のウェブサイトからダウンロードできます。
<http://www.ntrust.or.jp/gaiyo/joseikin.html>
- 郵送による請求も可能です。請求者の宛名を記入した角2サイズ（A4サイズの書類が折り曲げずに入る大きさ）の返信用封筒に140円切手を貼ったものをお送りください。

■申請方法

「A. 土地所有状況調査助成」の場合は、以下の提出書類をお送りください。

提出書類	部数	備考
申請書	1	規定の様式に記入（ダウンロード可）
土地の位置図	1	トラスト候補地の位置（朱書き）と付近の状況が表示された図面（国土地理院の地形図等）
定款または寄附行為、あるいはそれらに準ずる規約	1	団体の場合は提出
役員名簿	1	団体の場合は提出
最新の収支決算書	1	団体の場合は提出

「B. 活動実践助成」の場合は、以下の提出書類をお送りください。

提出書類	部数	備考
申請書	1	規定の様式に記入（ダウンロード可）
土地の位置図	1	申請地の位置（朱書き）と付近の状況が表示された図面（国土地理院の地形図等）
土地の現況を示す写真	数点	
定款または寄附行為、あるいはそれらに準ずる規約	1	
役員名簿	1	
最新の収支決算書	1	
提出書類確認表	1	送付する書類名にチェックマークを記入したもの（ダウンロード可）

※書類審査後、次の書類の提出をお願いすることがあります。

- 土地の登記簿謄本
- 土地の公図写し
- 土地の固定資産課税証明書
- 法人登記簿抄本又は謄本
- 申請者（代表者）の住民票抄本
- 土地の生物多様性、希少野生動植物の生息状況等を示す調査資料（レッドデータブック、報告書のコピー等）

■応募締め切り

2017年8月25日（金）（消印有効）

＜問い合わせ先＞



公益社団法人
日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032

URL: <http://www.ntrust.or.jp/>

担当: 助成金係